

事務連絡
令和2年4月10日

指定特定相談支援事業所 各位

うるま市障がい福祉課長
(公印省略)

担当者会議開催等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時的取扱い
に関する質問票への回答

平素より、うるま市障害福祉サービス等にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和2年4月7日付うるま市障がい福祉課事務連絡「担当者会議開催等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時的取扱いについて」における質問におきまして、質問票への回答をさせていただきますとともに、臨時的取扱いについて追加等がございますので改めて通知させていただきます。

記

1. 臨時的対応を行う場合の取扱いについて (追加)

担当者会議開催および計画相談モニタリングにおける臨時的取扱いについて、「うるま市新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時的対応を行う場合の取扱いについて(別紙①追加)」にて示す。当該臨時的対応については、厚労省等関係部局より、より詳細な取扱いに関する通知があるまでの間に限り適用されるものであることに引き続き留意されたい。

2. 当該対応の期間について

令和2年4月7日から令和3年2月28日までとする。

(※今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、適宜期間の延長および終了を周知予定)

3. 質問票への回答：別紙③参照

うるま市役所 福祉部 障がい福祉課
TEL：098-973-5452
FAX：098-973-5103

うるま市新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時的対応を行う場合の取り扱いについて

1. 臨時的対応に該当する条件について

臨時的対応に該当する担当国会議およびモニタリングの条件について以下に示す。

(1) 担当国会議の臨時的取り扱い

①施設入所者等の場合

施設入所者や医療機関への入院者においては、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、本人への面会制限の方針を採っている施設もあることから、以下の状況に該当する場合に担当国会議の開催の代替として電話や文書等の照会により行って差し支えありません。

- ・新型コロナウイルス感染拡大の防止のために入所施設先等がとっている方針として、本人への面会制限を実施している場合に該当。

②在宅利用者の場合

在宅等での担当国会議においては、サービス提供事業所を含めた関係者が同一空間で密に接する状況が発生し、感染のリスクを増大させる状況となることから、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、以下の状況に該当する場合に担当国会議の開催の代替として電話や文書等の照会により行って差し支えありません。

- ・新型コロナウイルス感染拡大の防止のために本人・家族のご希望および各サービス提供事業がとっている方針として、関係者の招集が行えない場合。

(2) モニタリングの臨時的取り扱い

①施設入所者等の場合

当該通知1-(1)-①に準ずる。

②在宅利用者の場合

モニタリングにおいては、居宅等への訪問により利用者または保護者への面接等を通して行うことを基本とする。しかし、以下の状況に該当する場合に訪問の代替として電話や文書等の照会により行って差し支えありません。

- ・本人またはその家族、サービス提供事業所職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合。または上記関係者に感染が疑われる場合や感染者と接触した恐れがある場合。
- ・本人およびその家族より体調不良の主訴がある場合。
- ・本人および家族の新型コロナウイルス感染防止のため意向にて、障害福祉サービス等の利用を休止している場合。
- ・**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、事業所の方針を踏まえての臨時的対応をとる場合。**

2. 臨時的対応を行う場合の相談支援の留意点について

臨時的対応を行う場合の具体的な相談支援について以下に示す。

(1) 担当者会議の臨時的対応の場合

- ①本人・家族・サービス提供事業所等に対し担当者会議への出欠意向を確認
- ②欠席者へのサービス等利用計画案・週間計画表の事前配布および意見聴取
- ③本人・家族に対し、訪問または電話・レター形式によるサービス等利用計画の説明と同意を得る
(※同意においては、「本人名の署名及び押印」とする。なお、同意日については、サービス等利用計画の説明した日を記載すること。)
- ④担当者会議の代替措置の概要および経緯の記録（個別の支援経過記録）
(※経緯の記録については以下の「記載例」参照)
(※個別の支援記録については、参考様式として別紙②でお示しするが、事業所独自で定めている様式を用いても可。)

(2) モニタリングの臨時的対応の場合

- ①電話等によりモニタリングに伴う訪問受け入れ可否を確認（不可の場合は以下②へ）
- ②本人・家族に対し、電話等またはレター形式により、サービス利用状況やニーズの充足状況等について聞き取りを行い、モニタリング報告書へ記録
- ③本人・家族へモニタリング報告書を提供し説明と同意を得る
(※同意においては、「本人名の署名及び押印」とする。なお、モニタリング実施日については、モニタリングを実施した日とすること。)
- ④モニタリングの臨時的対応に関する経緯の記録（個別の支援経過記録）
(※経緯の記録については以下の「記載例」参照)
(※個別の支援記録については、参考様式として別紙②でお示しするが、事業所独自で定めている様式を用いても可。)

※上記 (1)・(2) に関して、サービス等利用計画案・サービス等利用計画・モニタリング報告書等の署名や捺印が必要な書類への同意については、事態の収束後に事後的に行うことも可能であるが、利用者および家族への説明および同意の根拠として、説明日および同意日については、経緯の記録を行うこと。

<記載例>

代替措置に至った経緯：

サービス●月切れの方。現在入所している●●施設の新型コロナウイルス感染拡大の防止の方針として、●月●日まで本人への面会制限となっている経緯あり。以下の代替措置を用いて担当者会議を開催する。

代替措置の概要：

本人欠席による担当者会議の開催（参加者：家族・サービス提供事業所・計画相談員）を実施し、本人に対しては、●月●日に予めサービス等利用計画案を提供し、●月●日に電話での説明を実施済み。その際の本人からの意見として●●があり、サービス等利用計画へ追記。

個別支援経過記録

○計画相談事業所：

○計画相談員：

利用者 情報	受給者番号			
	氏名	生年月日	年	月 日生
	住所			

対応日時	対応内容	対応者

質 問 票

提出日 令和2年4月8日

事業所名		質問者氏名	
電 話		F A X	

質問項目	令和2年4月7日付うるま市障がい福祉課事務連絡「担当者会議開催等における新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時的取り扱い」について
質問内容	<p>国がテレワークなどを基本にという考えがあることや、沖縄県知事が県外から沖縄に移動した人14日間は外出を控えるようにと発言があったことを踏まえ、以下の事の質問いたします。</p> <p>①相談員若しくは相談員が属する事業所職員が、業務上や家庭の事情等により、県外や沖縄県内で発生の多い地域に訪れる場合もあると思います。万が一計画相談員が感染症ウイルスを持ち込んだり持ち帰ったりする可能性も考えると、計画相談利用者本人・家族の体調が良いということで訪問によるモニタリングや担当者会議を開催することは、感染拡大防止の観点からリスクが高いと思います。感染地域がうるま市近辺でも拡大する可能性も視野にいたした上で、現時点で柔軟な対応での担当者会議・モニタリングの在り方を考えて頂けないでしょうか？例えば、相談員や計画事業所の判断で、モニタリングや担当者会議の持ち方をテレワーク等に変更できるような対応などを考えて頂けないでしょうか？</p> <p>②また万が一沖縄県内が流行地域に入った場合、相談員が自宅待機等になる可能性もあります。通知文にありました代替措置を行った場合の別紙2個別支援経過記録の作成は、業務が多くなることで相談員が対応困難になる可能性もあります。もしモニタリングや担当会議の代替措置を行った場合、既存のモニタリング票や計画案や本計画書に代替経緯や概要を簡素化での記入で、市も認める方法で考えて頂けないでしょうか？</p> <p>以上2点の質問をいたします。おそらくこの質問について、他計画相談事業所も不安に感じていることだと思いますので、ご回答についてもお早目に頂き、各事業所へ周知をお願いしたいです。</p>

《質問票への回答（うるま市）》

回答内容

《①への回答》

●担当者会議の臨時的取扱いについては、4月7日通知同文書の1・(1)・②を改めて確認いただきますようお願い申し上げます。なお、担当者会議やモニタリングをテレワーク形式での実施する場合には、在宅等で個人情報を通信機器を用いて業務を行うことが想定されるため、個人情報の取扱いについて事業所の方針を改めてご確認し、個人情報保護に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- モニタリングにおける臨時的取扱いの対象条件においては、現時点では、
- ・本人またはその家族、サービス提供事業所職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合。または上記関係者に感染が疑われる場合や感染者と接触した恐れがある場合。
 - ・本人およびその家族より体調不良の主訴がある場合。
 - ・本人および家族の新型コロナウイルス感染防止のため意向にて、障害福祉サービス等の利用を休止している場合。

とさせていただきますが、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、「事業所の方針を踏まえての臨時的対応」も可能であることも追加でご周知**させていただきますと思います。また、**その対応期間をR2.5.31まで**とさせていただきます、県内の感染動向を踏まえながら適宜期間の延長・終了をお知らせさせていただきますと思います。

《②への回答》

●サービス等利用計画書やモニタリング報告書の様式においては、サービス種別や量、サービス提供状況やニーズの充足等を書面化し、本人やサービス提供事業所間で共有や方針を立てるものと認識しております。上記様式への代替措置をとった経緯等の記録については、計画書やモニタリング報告書に記載するとした場合、「その他の留意事項」欄への記入を想定していると思いますが、記載欄などの制限もあることなどを踏まえると、**本来の趣旨である本人－支援者間で共有すべき留意事項が不十分な記載とならないよう格段の配慮**をお願いします。また、別紙2の様式においては、別紙①-2・(1)・(2)でも記載しているとおり、**参考様式であることを改めてご確認ください。**

《臨時的対応を行う場合の相談支援の留意点についての追加について》

- ・4月7日通知同文書の別紙① 2・(1)・(2)に関連し、サービス等利用計画案・サービス等利用計画・モニタリング報告書等の署名や捺印が必要な書類への同意については、**事態の収束後に事後的に行うことも可能であることを追加でご周知**いたします。